

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年2月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 6号 下限面積（別段面積）の設定について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |

27番 内山敏雄委員 28番 渡邊勝夫委員
29番 熊倉睦委員 30番 原田勝委員
31番 小林茂宏委員 32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員 34番 廣川哲也委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長 堀 雅志
経営基盤係副参事 渡辺 正美
経営基盤係主任 堀江 定昭
経営基盤係主任 高野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

なお、本日の総会終了後、村山会長代理と熊倉委員が先月23日から30日の間、全国農業会議所主催の第2回東南アジア農業事業視察団に参加されましたので、その報告会を開催します。しばらくお時間をいただきたいと思います。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロ名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。12番、大竹正信委員、24番、阿部銀次郎委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く)

議長(村山会長代理)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、6番、野崎文夫委員、13番、原正利委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時40分 6番野崎文夫委員、13番原正利委員、27番内山敏雄委員退席)

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。議案の2ページをお開きお願いいたします。今月の申請は8件で、合計面積3万5,996㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1ページにお戻りお願いいたします。730番からご説明を申し上げます。730番は、名下地内の農地5筆、1万3,705㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。

731番は、大島地内の農地2筆、2,062㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

732番は、井栗1丁目地内の農地3筆、4,045㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、733番は芹山地内の農地1筆、2,999㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

734番は、渡前地内の農地1筆、4,997㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

735番は、芹山地内の農地1筆、4,068㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

736番は、東鱈田地内の農地6筆、2,659㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

737番は、石上3丁目地内の農地2筆、1,461㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。51ページをお開きお願いいたします。51ページでございます。今月の申請は、新規設定32件、面積14万8,808.91㎡、再設定110件、面積122万3,259.79㎡、合計では142件、面積137万2,068.70㎡であります。

それでは、3ページにお戻りをお願いいたします。738番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

738番から10ページになりますが、10ページの763番までの26件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

738番は、桑切地内の農地8筆、1万6,567㎡、739番は原地内の農地8筆、6,709㎡、740番は濁沢地内の農地2筆、3,918㎡、741番は長野地内の

農地1筆、3, 329㎡、742番は南五百川地内の農地2筆、155㎡、743番は同じく南五百川地内の農地4筆、1, 577㎡、744番は同じく南五百川地内の農地7筆、2, 350.91㎡、745番は石上3丁目地内外の農地計4筆、3, 555㎡、746番は鶴田地内の農地5筆、6, 005㎡、747番は同じく鶴田地内の農地4筆、3, 886㎡、748番は同じく鶴田地内の農地5筆、4, 695㎡、749番は同じく鶴田地内の農地1筆、1, 001㎡、750番は同じく鶴田地内の農地1筆、2, 115㎡、751番は鶴田地内外の農地計7筆、7, 138㎡、752番は須戸新田地内の農地6筆、5, 120㎡、753番は月岡1丁目地内の農地2筆、670㎡、754番は善久寺地内の農地2筆、1万1, 648㎡、続きまして、755番は同じく善久寺地内の農地1筆、5, 037㎡、756番は茨堀地内の農地13筆、9, 641㎡、757番は新光町地内の農地3筆、2, 331㎡、758番は栗林地内の農地1筆、1, 007㎡、759番は代官島地内外の農地計17筆、1万917㎡、760番は榎山地内の農地1筆、2, 893㎡、761番は榎山地内外の農地計6筆、8, 767㎡、762番は原地内の農地2筆、2, 345㎡、763番は中野原地内の農地1筆、1, 203㎡、以上26件は相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の764番から12ページになりますが、12ページの769番までの6件につきましては、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

764番は、東大崎2丁目地内の農地11筆、9, 935㎡、765番は同じく東大崎2丁目地内の農地1筆、932㎡、766番は同じく東大崎2丁目地内の農地6筆、3, 078㎡、767番は袋地内の農地1筆、2, 997㎡、768番は東本成寺地内外の農地計4筆、2, 920㎡、769番は矢田地内の農地1筆、4, 367㎡、以上6件につきましては、にいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の770番から50ページの879番までの110件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、私の隣に着席をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、2月25日午前9時から厚生福祉会館第3集会室におきまして、部会員と野崎会長のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時40分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転8件、利用権新規設定32件、利用権再設定110件、合計件数150件、面積140万8,064.7㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時53分 6番野崎文夫委員、13番原正利委員、27番内山敏雄委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

それでは、議長を交代させていただきます。ありがとうございました。

（会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、24番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時54分 24番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の53ページをお願いいたします。今月の申請分は、68番までの6件、面積7,782.61㎡及び競落報告として69番の1件、1,021㎡で合計7件、面積8,803.61㎡であります。

では、52ページの63番からご説明を申し上げます。

63番は、栗林地内の農地5筆、176.61㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

64番は、下保内地内の農地1筆、617㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、65番は東鱒田地内の農地2筆、227㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

66番は、渡前地内の農地2筆、822㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

67番は、吉野屋地内の農地10筆、5,916㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

68番は、代官島地内の農地1筆、24㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上、6件が今月申請分であります。

次の69番は、競落報告でございます。下大浦地内の農地1筆、1,021㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円であります。

また、本件は昨年12月総会の附帯決議によりまして、平成28年1月27日付で許可済みであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの1件、合計件数6件、面積7,782.61㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午前10時00分 24番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

議案説明の前に大変恐縮でございますが、議案訂正のお願いを申し上げます。また、お手元に配付をさせていただきました議第3号正誤表をあわせてごらんをいただきたいと思っております。

議案の54ページをお願いいたします。20番でございますが、事業計画の見直しをしたいたことで、2月23日付で取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。

また、下段、合計欄の件数、筆数及び面積をそれぞれ2件、2筆及び519㎡に訂正をお願いいたします。

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

今月の申請は、2件で合計519㎡であります。

19番は、東裏館2丁目地内の農地1筆、245㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市役所西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番につきましては、欠番でございます。

21番は、昨年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件でございます。新屋地内の農地1筆、274㎡を既存宅地等402㎡と一体利用し、住宅1棟及び作業所兼車庫1棟の用地として利用したいものです。

場所につきましては、新屋集落開発センター南東400m付近で、集落に居住する人が日常生活上、業務上必要な施設を建設するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積519㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

議案の60ページをお願いいたします。今月の申請は11件で、合計面積2万9,978.64㎡であります。

55ページにお戻りをお願いいたします。94番から順にご説明を申し上げます。

94番は、東裏館2丁目地内の農地1筆、562㎡を売買により取得し、宅地分譲3区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇

〇円であります。場所につきましては、三条市役所西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

95番は、同じく東裏館2丁目地内の農地1筆、211㎡を売買により取得し、議第3号の19番でご審議をいただきました住宅及び上欄の94番の宅地分譲地の道路として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、上欄の94番の南側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、96番は西鱈田、長嶺及び吉田地内の農地89筆、1万2,067.74㎡を賃貸借権の設定により、特別高圧送電線鉄塔建てかえ工事に伴う工事作業用地、資材仮置き場等の用地として、平成28年4月1日から平成28年11月20日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、吉田地内の東北電力株式会社三条変電所の西側100m付近を初めとし、9カ所に分散しており、農振農用地区域内の農地に該当しております。

続きまして、58ページをお願いいたします。97番は、昨年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。西大崎1丁目地内の農地17筆、6,644.90㎡を賃貸借権の設定により、店舗1棟、駐車場及び灯油販売所等の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道を挟みまして、三条市農業体験交流センターの西側に位置しており、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されま

す。

98番は、塚野目2丁目地内の農地2筆、2,702㎡を売買により取得し、宅地分譲12区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、三条労働基準監督署北東100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、99番は北入蔵2丁目地内の農地1筆、231㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東病院北西200m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

100番は、直江町3丁目地内の農地1筆、165㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条直江簡易郵便局東側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

101番は、下保内地内の農地2筆、343㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、保内小学校北東100m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、102番でございます。102番は、猪子場新田地内の農地3筆、1,

604㎡を売買により取得し、工場1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市清掃センター北東300m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、102番の北側隣接地で、同じく猪子場新田地内の農地5筆、1,977㎡を売買により取得し、倉庫1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市清掃センター北東300m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

104番は、曲谷地内の農地9筆、3,471㎡を賃貸借権の設定により、山林の木材切り出しのため、木材搬出用索道、木材集積場及び積みおろし場等の用地として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、曲谷多目的研修交流施設やまゆり北東600m付近で、農振農用地区域内の農地に該当しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数11件、面積2万9,978.64㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明いたします。

議案の61ページをお願いいたします。今月の申請は3件であります。

3番の被相続人は平成27年10月11日に死亡され、相続人の協議の結果、平成27年12月7日、遺産分割協議が成立をいたしました。農地の相続面積は、田1万7,888㎡、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は同じく1万7,888㎡であります。

4番及び5番の被相続人は同一でございます。4番は被相続人の子から、5番は被相続人の妻からそれぞれ適格者証明願があったものです。被相続人は、平成27年6月18日に死亡され、相続人の協議の結果、平成28年1月16日、遺産分割協議が成立をいたしました。子が相続した農地の面積は、田2,676㎡、畑264㎡、合計2,940㎡で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は、2,676㎡であります。妻が相続した農地の面積は、田2万2,761.24㎡、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は、886.96㎡であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして3件、3名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と考えます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者証明を与えるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『下限面積(別段面積)の設定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第6号『下限面積(別段面積)の設定について』ご説明いたします。

お手元に配付させていただきました議第6号参考資料をごらんいただきたいと思います。

農地法の規定によりまして、下限面積につきましては毎年審議決定することになっております。参考資料にありますように、農地法第3条許可は、権利取得後において50aに達しない場合は、許可ができないことになっております。しかしながら、農業委員会が農林水産省令で定める基準に沿って、市の全域または一部について別段面積を定めた場合は、50aを下回ることもできるようになっております。設定については、農地法施行規則第17条で別段面積を決定する場合は、耕作面積が別段面積より少ない農家戸数が40%を下回らないことと基準が示されております。

そこで、参考資料をおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。3ページでございます。太線で囲ってある右側の部分でございますが、30aから50aと記載されている欄をごらんいただきたいと思います。三条地区では、経営面積が50a未満の農家の割合が25%、栄地区では33%、下田地区では28%、三条市全体では28%となっております。したがって、三条市全体においては72%、7割を上回る方が50a以上の耕地で農業経営されていることとなります。遊休農地の割合も農地利用状況調査から0.03%となっております。担い手への利用集積においても45.6%となっております。

このようなことから、昨年も別段面積は設定せず、下限面積は農地法で定める基準のとおり、50aとしてきたところでありますが、本年もご審議の上、ご決定をいただきたいと思います。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

15番、刈屋一夫委員。

15番(刈屋一夫委員)

この件に関しましては、農政対策部会の付託を受けておりませんが、先般2月19日に開催されました農政対策部会の議題として審議いたしました。

本市では、2010年農林業センサス結果から経営規模50a未満の農家が三条市全域で3割弱であり、7割を超える農家が50a以上の規模を持っていること。現状では、農地利用集積も進んでおり、担い手の経営規模は少しずつ拡大していること。さらに、農地利用状況調査の結果、荒廃農地が管内農地面積全体に占める割合はわずかであり、農地の保有及び利用の状況、荒廃農地の状況、将来の見通し等から見て、現段階で別段面積の必要性はないと判断されましたことをお伝えいたします。

以上で終わります。お願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

そのほかご意見ございませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま15番、刈屋一夫委員の発言のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、下限面積（別段面積）の設定はしないことといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、村山会長代理の隣に来て着席願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会の報告をいたします。

1月の総会で付託を受けました「平成28年度農作業賃金・機械作業料金について」を審議するため、お手元に配られていると思いますが、この資料をちょっと見ていただきたいと思います。2月19日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、村山会長代理からも出席をいただき、農政対策部会を開催いたしました。

「平成28年度農作業賃金・機械作業料金について」ですが、標準額を決めるに当たり、事務局より近隣市町村の状況、農業物価指数、新潟県最低賃金、消費者物価指数、

農業用機械必要経費調査等の資料を受けた後、協議いたしました。お手元に配付されてあります資料をごらん願います。

平成27年度の賃金及び料金については、近隣の市や町と比較した場合、三条市では全般的に高目に設定されていることや農林水産統計農業物価指数等を昨年度と比較した場合、大きな増減がないことから、平成28年度の料金については、基本的には前年度並みと消費税を含む金額といたしました。

賃金については、新潟県の現在の最低賃金が1時間当たり731円であり、8時間では5,848円となることから、学生アルバイトのみ100円アップの5,900円としました。

続いて、機械作業料金のうち、耕起、代かき、機械田植え、コンバイン買い取りの基幹作業については、三条地域、栄地域、下田地域の地域別料金を廃止し、作業効率を考慮した料金とするため、圃場の区分面積別の料金とすることになりました。その理由としまして、これまでの料金設定は合併前の旧市町村が定めた料金が基本となっております。この地域別料金に格差が生じている理由は、収量の差によるものと聞いておりますが、収量と農作業料金は無関係なことであり、市町村合併後10年が経過した現在、全委員からそろそろ一本化するという意見が多く出されることによるものです。参考までに、新潟県内において地域別に料金を定めている農業委員会はありません。

圃場の区分面積料金については、20aを基準とし、20未満と20a以上の2つに分類することが適当であることと意見が一致いたしました。料金の設定については、作業効率が劣る20a区画未満については、平成27年度の料金で一番高い三条地域の料金とし、比較的効率がよい20a以上の区画については近隣の市や町の農業委員会を参考に20a区画未満の料金の1割減と100円未満を四捨五入し、100円単位といたしました。

その他の変更点について、栄地区のみに設定された側条施肥の料金は廃止いたしました。

育苗については、JAにいがた南蒲が設定した料金とし、現在1箱当たりの単価が税込みで788円であるため、10円未満の端数をカットし、10円アップの780円といたしました。

その他の議題としましては、「下限面積の設定について」を審議いたしました。これについては、先ほど議第6号の審議中に発言させていただきましたので、省略いたします。

最後に、1月29日の総会において参考賃借料の設定に関する検討結果について周知を図ってほしいとのご意見をいただきましたので、本日配付いたしました「三条市賃借料情報」の中に参考賃借料の設定を見送らせていただいた理由等を記載しております。こちらの内容につきましては、「平成28年度農作業賃金・機械作業料金等標準額」とあわせて3月中旬発行予定の三条市農業委員会だより「向日葵」に掲載されるほか、三条市のホームページにも記載し、周知を図ってまいります。

以上が農政対策部会の報告です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

34番、廣川です。農作業賃金・機械作業料金等設定につきまして、農政対策部会のほうでいろいろとご難儀をいただきましたことを御礼を申し上げます。

ただ、このような形の地区別料金を廃止するに加えて、区画で金額を設定するというような大きな変更につながる可能性になるとときには、もう少し丁寧に設定を決めていただきたいと思います。この段階において、いや、もっと大きいほうがいいのか、下げたほうがいいのかという意見が言えないわけですので、そういった意見を吸い上げた上で農対に付託をされたのであれば、農対で決定をして、総会で承認を得るというような形にいただきたいと思いますということを要望させていただきたいと思います。

あと、この決定時期につきまして、今部長のほうから報告があったように、3月11日の「向日葵」に掲載をする予定にしておりますが、非常にスケジュールが混んでおりますので、もう少し余裕を持って決定をしていただいて、皆さんの意見が集約をされた上で、決定をされるというようにしていただきたいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

今の廣川委員の意見を厳粛に受けとめて、今後そういう進め方に努力するようにいたします。努力というよりそういうふうにします。

34番（廣川哲也委員）

ありがとうございます。

議長（野崎会長）

そのほかございませんか。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』は終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月24日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催します。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午後3時開会を予定しております。

皆さんご存じのとおり、堀局長は今年度で引退されるわけでございます。そういったことで28日には送別会を開催したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（12番）

議事録署名委員（24番）
